

# 高砂市スポーツ推進計画

～すべての市民が生涯にわたって

スポーツを楽しめるまち 高砂～



〈高砂マラソン大会〉



# 目 次

## 第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本計画における「スポーツ」
- 3 計画の意義
  - (1) 計画の位置づけ
  - (2) 計画の期間

## 第2章 高砂市のスポーツをめぐる現状と課題

- 1 今日の社会状況
  - (1) 少子高齢化の進展
  - (2) 生活様式の変化
  - (3) 地域社会の変化
  - (4) グローバル化の進展
- 2 本市におけるスポーツの現状と課題
  - (1) 本市の現状
  - (2) 本市のスポーツに関する意見

## 第3章 基本理念と目標

- 1 基本理念
- 2 計画の目標と施策体系
  - (1) 基本目標
  - (2) 施策体系

## 第4章 施策の概要

- 1 **基本目標1** ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
  - (1) 幼児期の取組
  - (2) 青少年期の取組
  - (3) 成年期・壮年期の取組
  - (4) 高齢期の取組
  - (5) ユニバーサルスポーツの推進
  - (6) 競技スポーツの推進
- 2 **基本目標2** スポーツ環境の充実
  - (1) スポーツを支える人材の育成・活用
  - (2) スポーツ施設の整備及び有効活用
  - (3) 情報発信
- 3 **基本目標3** スポーツによる地域の活性化
  - (1) スポーツ事業の充実
  - (2) スポーツ交流の推進
  - (3) 市民のスポーツへの関心の向上

## 第5章 市民が一体となった計画の総合的推進

### 参考資料

#### ■留意事項■

用語解説については、※印を付記（2回目以降は省略）し、下段に説明を記述した。



# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

第4次高砂市総合計画<sup>※1</sup>（平成22年度制定）において、「すべての市民が様々なスポーツ活動に参加し、生涯にわたって継続的にスポーツを楽しめるよう、地域における身近な施設を拠点としたスポーツクラブの育成に努め、拡充を図る。」ことを重点施策として定めています。

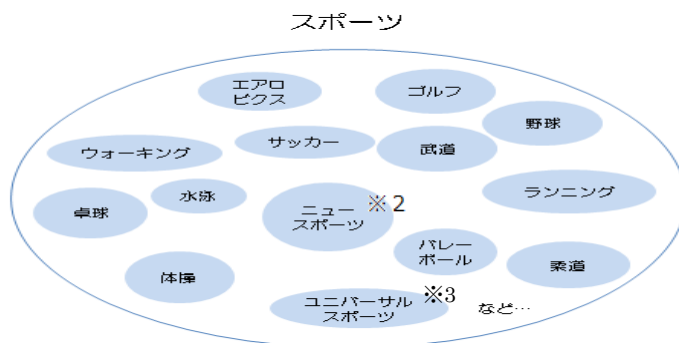
市は、総合計画に基づき、スポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組んできました。

高砂市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）は、これまでの取組を基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が目指す生涯スポーツ社会を実現するための目標と道筋を示す計画として策定しています。

## 2 本計画における「スポーツ」

本計画では、スポーツをより身近なものと感じていただくため、スポーツの概念を幅広く捉えています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康の維持増進のためのウォーキングや軽い体操、介護予防のためのトレーニング、様々なレクリエーションなど、目的を持った身体活動のすべてをスポーツとして捉えます。



<sup>※1</sup>総合計画…市の将来像とそれをめざすための基本的な施策を表したもので、まちづくりの基礎を担う計画

<sup>※2</sup>ニュースポーツ…日本において20世紀後半以降に新しく考案、紹介されたスポーツで、勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼においたスポーツの総称

<sup>※3</sup>ユニバーサルスポーツ…障がいの有無に関係なく、一緒に実践できるスポーツ。また、体力、体格などで有利な人だけがゲームの主導権を握り、活躍するのではなく、それらに劣る人も同じように得点獲得や勝敗にかかわることができるよう考案され構造化されたスポーツ

### 3 計画の意義

#### (1) 計画の位置づけ

##### ① スポーツ基本法及びスポーツ基本計画

平成23年6月、制定後50年が経過したスポーツ振興法が見直され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。

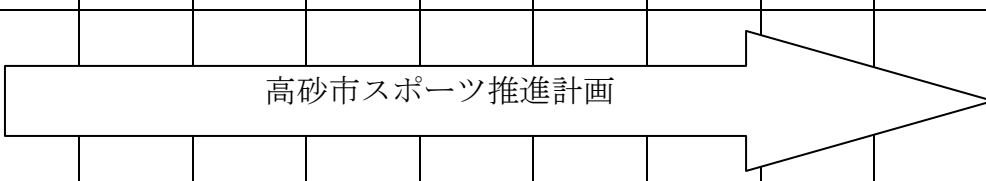
また、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、国のスポーツの推進に関する基本的な計画として「スポーツ基本計画」が策定されました。スポーツ基本法第10条では、地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとしています。

##### ② 本市の計画

本計画は、国のスポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」に掲げられている「生涯スポーツ社会」の実現を踏まえ、「総合計画」に示しているスポーツ分野の施策をより具体化するものとして位置づけています。

#### (2) 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間としています。ただし、計画期間中に社会情勢の大きな変化などが起きた場合には、必要な調整を図っていきます。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
									
				中間 評価					最終 評価

## 第2章 高砂市のスポーツをめぐる現状と課題

### 1 今日社会状況

#### (1) 少子高齢化の進展

日本の人口は、少子高齢化の影響により、今後も長期的に減少を続けるものと予測されています。また、少子化とともに平均寿命の伸びも進み、先進諸国の中でも上位の高齢社会となっています。

このような中、子どもにおいては、日常的に遊ぶ仲間が減少し、休み時間や放課後にスポーツを行わない子どもが全国で増加しています。

また、運動部活動については、部員数の減少にともなう休部や廃部といった問題が急増し、スポーツをとおして基礎体力を高め、人間性や社会性を育みながら成長していく機会が減少し、協調性を養いつつ個人として自立した人間に成長するという人間形成のプロセスに少なからぬ影響をもたらすことが懸念されています。

高齢者においては、平均寿命の延伸に伴い、自己の健康に対する関心や健康志向が高まり、元気な高齢者が増加している一方、要支援・要介護認定者数や介護サービス利用者も増加しており、介護予防の取組などの必要性も高まってきています。

今後は、高齢者向けのスポーツの多様化やニーズが増大する中、スポーツ環境の整備を一層推進し、中高年期からの運動・スポーツ習慣を形成することで、高齢期における元気な期間をより長くし、多くの人が生きがいのある充実した人生を送ることができるような環境が求められています。

このような状況だからこそ、あらゆる世代の人々がスポーツを通じて、爽快感や達成感、連帯感などを共有し、望ましい対人関係を育むとともに、基礎体力を維持向上することで、生涯にわたって健康で、生き生きとした生活を送ることができる社会を実現することが期待されています。

#### (2) 生活様式の変化

経済的発展や科学技術の進歩による自動車などの交通手段の発達には歩く機会を減少させ、また、子どもや若者に広まる過度なテレビ視聴、ゲーム遊びは、日常的な外での遊びやスポーツをする機会を減少させるなど、基本的な生活習慣の乱れや基礎体力、対人関係能力の低下を招いています。

このような状況だからこそ、幼少期からの外遊びやスポーツを通じて、仲間と交流の機会を増やし、豊かな心と多様な価値観を認めあうなどの他者への思いやりの心を育み、自己責任や克己心等を養うなど青少年の健全育成を図ることが求められています。

### (3) 地域社会の変化

三世代同居の減少や高齢者の単身世帯の増加により、家族や地域社会が伝統的に有していた世代間交流や自治会など地域社会の持つ自治的機能が弱体化し、人々の意識の変化と相まって、地域社会における人々のつながりが希薄化する傾向が進みました。

このような状況だからこそ、スポーツを通じて地域の人々が相互の交流を通じ、一体感や達成感を味わうことで新しい人間関係を築き、地域に誇りと愛着をもつなど、スポーツにより地域の活力を醸成し、地域社会の再生を図ることが期待されています。

### (4) グローバル化の進展

国際社会のグローバル化の動きは、日本においても経済活動や文化活動など日常生活のさまざまな場面に及んでいます。

その中で、スポーツを通じた国際交流は、スポーツの普及・発展に寄与することはもとより、諸外国との相互理解と友好親善の促進に大きな役割を果たしています。



ラトローブ市との柔道交流



## 2 本市におけるスポーツの現状と課題

### (1) 本市の現状

本市においては、オリンピック選手や世界・全国大会出場選手を数多く輩出しており、国内外での活躍は市民に誇りと喜び、夢と感動を与え、市民のスポーツへの関心を高めています。

また、市内には体育協会やスポーツクラブ21などスポーツ活動をしている団体が多くあり、それぞれの分野で活動を展開しています。

スポーツ推進委員は、スポーツに関する深い関心と理解を持った者で構成され、本市では20名が市長より委嘱されています。スポーツの楽しさを伝え、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくるため、各地域でスポーツの推進に努めており、ニュースポーツ<sup>\*2</sup>の普及にも力を注いでいます。

体育協会は、市民スポーツの普及を目的として活動しています。各種市民大会等の競技会の開催や、スポーツ教室を担うなど、各種スポーツ事業に取り組んでいます。

スポーツクラブ21は、「誰でも、いつでも、身近なところで」スポーツができることを目指した地域住民の自発的、主体的運営によるスポーツクラブです。市内10小学校区に設立され、子どもから高齢者まで活発なスポーツ活動をしています。

スポーツ少年団は、スポーツを通じ、青少年の健全な心身の育成を図ることを目的として活動しています。野球・サッカー・空手道・少林寺拳法及び小学生を対象としたキッズクラブが登録されています。各種大会をはじめ、団員・指導者全員で行うクリーンキャンペーンなどを行い、また、ジュニアリーダー・指導者の育成にも力を入れています。

高砂マラソン大会は、体育協会が中心となり、他の団体と協力・連携して実施しており、当事業は、本市のスポーツイベントの中核となり、多くの市民が参加しています。

そのほか、地域の各種スポーツ関係団体や公民館活動として健康体操等を行っているグループなど、多くの市民がさまざまなスポーツにかかわり、本市のスポーツを支えています。

学校体育は、児童、生徒の発達段階を考慮した年間指導計画に基づいた指導を展開し、スポーツの楽しさや喜びを味わわせることにより、自ら進んで体力や運動能力を高められるよう指導しています。

運動部活動は、部活動の活動計画表を作成し、運営しており、外部指導者等を活用したり、保護者、地域との連携を図っています。

---

<sup>\*2</sup>ニュースポーツ…1ページ参照

また、姉妹都市であるラトローブ市など、海外と交流しており、青少年が、スポーツを通じて互いの国の考え方や伝統文化を理解し合う事業を推進し、グローバルな視野と感覚を養うなどの青少年の健全育成に取り組んでいます。

こうしたことから、今後もこれまで以上に、スポーツを通じた国際交流の推進や国際競技大会における本市ゆかりの選手の活躍を支援することが求められています。

## 【高砂市で取り組んでいるニュースポーツの例】

高砂市では、「スーパードライブ」、「ファミリーバドミントン」、「スーパーカロム」といったニュースポーツに取り組んでいます。

「スーパードライブ」とは・・・

平成9年に高砂市体育指導委員会（現 高砂市スポーツ推進委員会）が考案。

<特徴>

- ①卓球のラケットよりも大きなラケットであるフリーテニスのラケットを使用。
- ②ラージボール卓球のボールを使用。
- ③スマッシュ等の強打を禁止している。



「ファミリーバドミントン」とは・・・

昭和63年に京都府長岡京市で考案されたもの。

<特徴>

- ①コートのはきは、バドミントンのダブルス用コートと同じです。また、ポールもネットも同じ。
- ②ラケットは、シャフトがバドミントンより短い。
- ③ボールは、スポンジボールに羽がついている。そのためスピードが抑えられ、スマッシュが禁止されているので、初めての人でもラリーが続く。
- ④1チーム9名以内、コート内は3名。

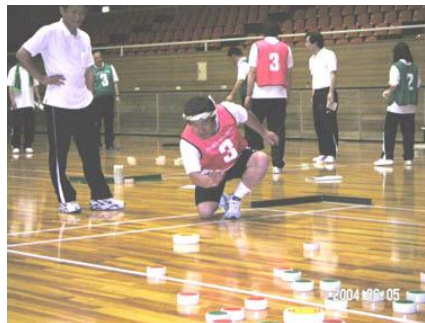


「スーパーカロム」とは・・・

平成14年度～平成15年度にかけて、彦根市体育指導委員協議会（現 彦根市スポーツ推進委員協議会）が考案。

<特徴>

- ①古くから彦根市に伝わる代表的ゲームであるカロムに着眼し、ニュースポーツとして発案。
- ②バドミントンコートの半面を使用。
- ③1チーム4人構成の対戦型ゲーム。



## (2) 本市のスポーツに関する意見

本市ではこのようなスポーツ活動が行われている一方で、課題も指摘されています。平成25年7月に実施した「高砂市スポーツに関する市民アンケート」や高砂市スポーツ推進計画検討会議の「高砂市のスポーツの『ここが良い』『ここが気になる』」をテーマとしたグループ協議（SWOT分析<sup>※4</sup>）の意見を各世代（ライフステージ<sup>※5</sup>）ごとに分類すると下記のようになります。

### ア 幼児期

- ・未就学児が参加できる企画が少ない。
- ・年代に応じた運動を提供する必要がある。

### イ 青少年期

- ・ゲームをして、外へ出ない。
- ・小学生の頃からスポーツに親しむ環境をつくる必要がある。
- ・小・中・高と学校での一貫したスポーツに取り組める環境が整っていない。
- ・運動をしない子どもが、運動に関心を持つように取り組む必要がある。
- ・精神面の指導も行っていく必要がある。
- ・スポーツを通じて、相手の痛みがわかり、礼儀をわきまえる人間を育てるべきである。
- ・試合に勝つことも大事だが、成長過程を大事にする必要がある。

### ウ 成年期・壮年期

- ・初心者、未経験者がスポーツを始めにくい。
- ・経験者が一度やめてから、再開することは困難である。
- ・仕事をしている人が仕事帰り又は休日に利用できる施設が少ない。
- ・子どもを含めたスポーツがあれば参加しやすい。
- ・何かきっかけがあれば運動する。

### エ 高齢期

- ・スポーツをしている高齢者は元気な人が多い。
- ・健康づくりに対する意識は高まっている。
- ・運動が必要と思っても、まず一歩が踏み出せない。
- ・長続きしない。

各世代にわたって共通する意見として、下記のような意見がありました。

---

<sup>※4</sup>SWOT分析…「機会」「脅威」「強み」「弱み」の4つの要因をクロス（掛け合わせて）分析することで、組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状を分析する手法の一つ

<sup>※5</sup>ライフステージ…人の一生を年齢や人生の節目ごとに分けた、それぞれの段階。幼児期、青少年期、成年期、壮年期、高齢期など。

## オ 障がい者スポーツ

- ・障がい者が参加できるスポーツが必要である。
- ・健常者が障がい者スポーツに参加していく取組が必要である。
- ・安心できる指導者が不足している。

## カ 競技スポーツ

- ・競技スポーツが盛んである。
- ・オリンピック選手を輩出している。
- ・プロ選手による指導は効果がある。

## キ スポーツ環境

### (ア) 指導者や組織

- ・種目によっては後継者が不足している。
- ・指導者・ボランティアが十分活用されていない。
- ・お世話をする人が少ない。
- ・生涯にわたってスポーツ活動ができるような体制が必要である。
- ・多くの人が継続して休まずスポーツを楽しめる環境づくりが大切である。

### (イ) 施設等

- ・いつでも気楽に運動できるような環境が必要である。
- ・スポーツ活動の場所が限定される。
- ・気軽にトレーニングできる施設が少ない。
- ・スポーツ施設が車でしか行けないところに多い。
- ・施設が老朽化している。
- ・スポーツ施設の維持、管理が不十分である。
- ・ナイター施設が少ない。
- ・駐車場、出入口など、障がい者に対する環境が整備されていない。
- ・車椅子での施設利用の制限がある。

### (ウ) 情報

- ・スポーツの情報が入りにくい。

これらの意見を総合してみると、健康で、生涯にわたってスポーツに取り組むためには、スポーツへの関心を高め、それぞれの適性に応じたスポーツ活動への参加意欲を高めていくことが重要となります。

競技スポーツも含め、ライフステージに応じた取組を推進していくとともに、身近な地域におけるスポーツ活動を充実させる必要があります。

また、市民が主体的かつ気軽に参画できる機会の充実や、障がい者と健常者がともに楽しめるユニバーサルスポーツ<sup>※3</sup>の推進を図っていくとともに、これらの取組を支えるための環境整備（施設、指導者やボランティアなどの人材、スポーツ活動に必要な情報収集・提供など）についても、あわせて取り組んでいく必要があります。

そこで、これらの状況を踏まえ、本計画の基本理念<sup>※6</sup>を設定します。

また、それに基づいた基本目標を掲げ、スポーツ推進施策を展開していきます。



※3 ユニバーサルスポーツ…1ページ参照

※6 基本理念…基本となる理想や目的、考え方

## 第3章 基本理念と目標

### 1 基本理念

すべての市民が生涯にわたって

スポーツを楽しめるまち 高砂

スポーツ基本法の前文で、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と規定されています。本市においても、多面的な役割をもつ「スポーツ」の意義や価値が、広く市民に共有され、スポーツが生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なもの(文化)として定着していくことを目指すとともに、市総合計画に掲げる「すべての市民が様々なスポーツ活動に参加し、生涯にわたって継続的にスポーツを楽しめるまち」の実現に向け、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、楽しむことができる社会の実現を目指します。

### 2 計画の目標と施策体系

#### (1) 基本目標

基本理念として示した将来の目指すべき姿の実現のため、次の3つの視点から計画的に諸施策を推進します。

#### ① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツに親しみ、スポーツを楽しみながら、「ひと」が元気になれるような取組を進めます。

#### ② スポーツ環境の充実

元気な「ひとづくり」「地域づくり・まちづくり」を推進するための土台となる環境の充実を図ります。

#### ③ スポーツによる地域の活性化

スポーツに親しみ、スポーツを楽しみながら、「地域」や「まち」が元気になるような取組を進めます。

## (2) 施策体系

本計画の施策体系を次のように設定します。

### 【基本理念】

すべての市民が生涯にわたってスポーツを楽しめるまち  
高砂

### 【基本目標】

1  
ライフステージに  
応じたスポーツ活  
動の推進

2  
スポーツ環境の充実

3  
スポーツによる地域  
の活性化

### 【基本施策】

(1)幼児期の取組

(2)青少年期の取組

(3)成年期・壮年期の取組

(4)高齢期の取組

(5)ユニバーサルスポーツの推進

(6)競技スポーツの推進

(1)スポーツを支える人材の育成・活用

(2)スポーツ施設の整備及び有効活用

(3)情報発信

(1)スポーツ事業の充実

(2)スポーツ交流の推進

(3)市民のスポーツへの関心の向上



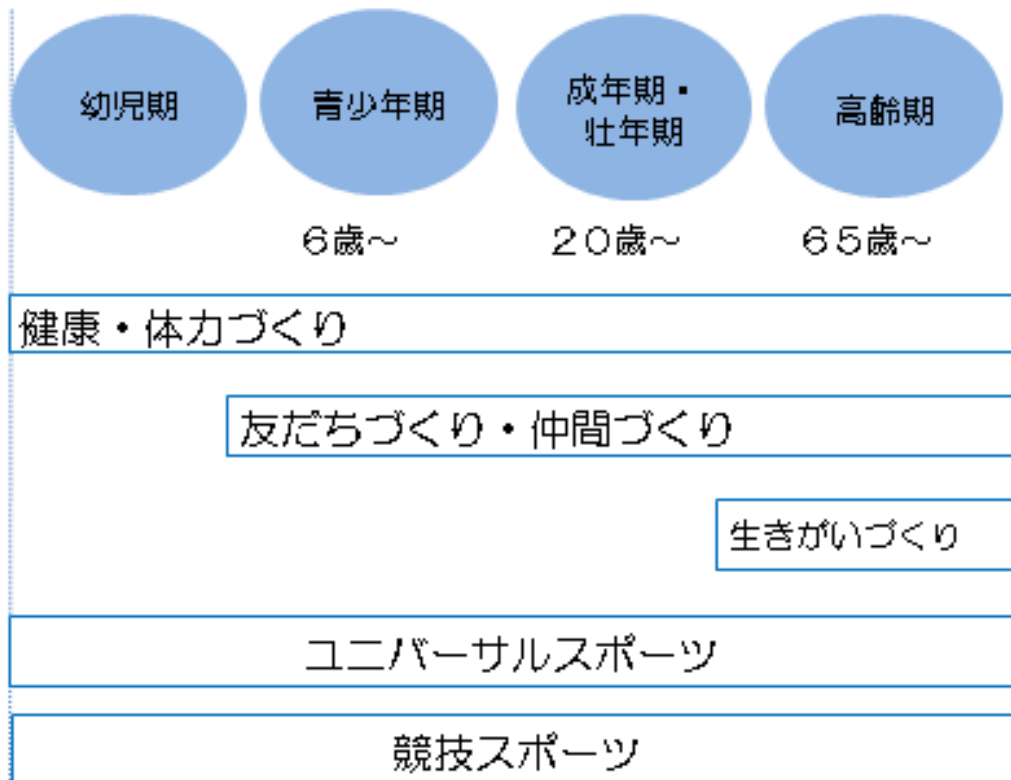
## 第4章 施策の概要

### 1 基本目標1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

#### 将来像

市民の誰もがライフステージに応じて、身近な場所でスポーツにかかわり、生活の一部にスポーツを取り入れています。

○ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のイメージ



(1) **基本施策1** 幼児期の取組

幼児期は、基本的な人間形成や健康のために良い習慣を身につける重要な時期です。子どもは、からだを動かして遊ぶことで、丈夫なからだをつくり、友だちなどとの遊びのなかで、ルールや協調性を身につけていきます。

幼児期においては、親や友だちとふれあうなかで、外遊びなどを通じて、多様な運動を経験し、楽しむことのできる機会の充実に努めます。

また、多くの子どもが運動、遊びを楽しむことができるよう地域や各種団体等と連携・協働し、さらなる機会の充実に努めます。

**【取組の方向】**

- ① 「幼児期運動指針<sup>\*7</sup>（文部科学省）」に基づく運動習慣の基盤づくり  
幼稚園、保育園で、指針に基づき、子どもの発達に応じた取組を実践し、生涯にわたって必要な運動の基盤をつくとともに、家庭や地域へも情報発信を行います。
- ② 親子でできる運動の推進  
運動への関心を高め、運動習慣を身につけていくため、親子でできる運動の機会の充実に努めます。また、子どもだけでなく、スポーツ実施率の低い子育て世代の親についても、子どもと一緒に参加することにより、スポーツに触れる機会が増加することにつながります。
- ③ 運動・遊びにチャレンジする機会の充実  
子どもの頃からいろいろな運動・遊びを経験していくことは、体力・運動能力等の向上に大きな影響を与えることから、コーディネーション運動<sup>\*8</sup>など、子どもが楽しみながら、いろいろな運動・遊びにチャレンジできる機会の充実に努めます。

---

<sup>\*7</sup> 幼児期運動指針…文部科学省が、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うことなどを目指し、平成24年3月に策定した指針

<sup>\*8</sup> コーディネーション運動…多様な動きにチャレンジし、脳や神経系を刺激することで、運動能力を高め、脳を活性化させることにより、どんなスポーツにも必要な「自分の身体を巧みに動かす能力」を向上させる運動。トップアスリートや子ども、高齢者、障がい者等の運動指導に幅広く活用されている。

## スキャモンの発育発達曲線

成長の度合いにあわせてトレーニングの内容を変えていくことが必要になります。

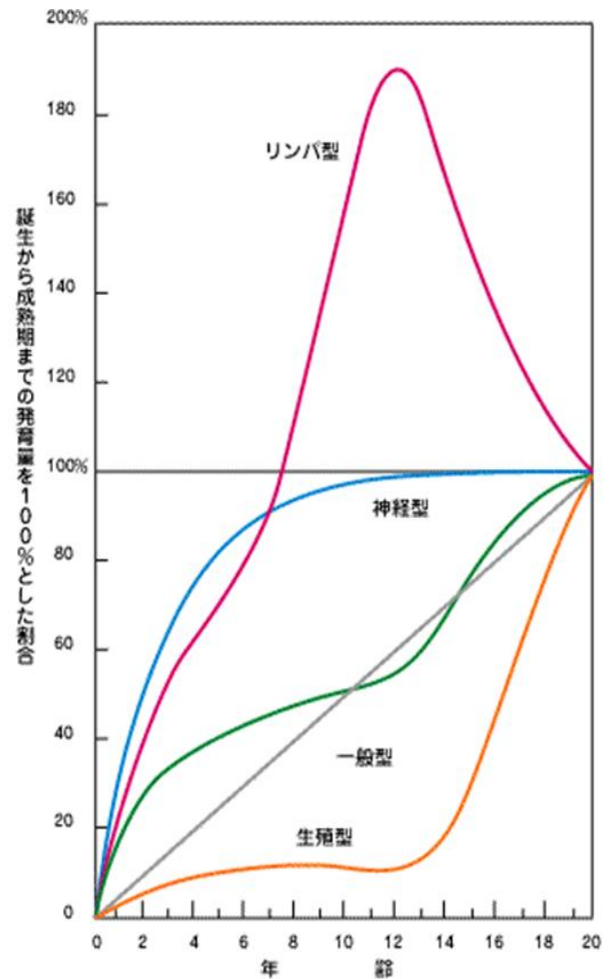
■ こどもの時期は、常に多様な刺激をからだが求める特徴があり、飽きさせないで楽しませるには、遊びの要素も含んだプログラムが必要です。このプログラムにあたるのが、コーディネーション運動になります。

■ 小学生の時期は、神経系の発育が著しく、「基本的な運動動作の習得」を目標に様々な運動や競技を体験させ「動きをつくる」ことが大切。

特に10歳前後の時期は『ゴールデンエイジ』と呼ばれ、一生に一度だけ訪れる「即座の習得（あらゆる動作を極めて短期間に覚える。）」が可能な時期です。

■ 中学生の時期は主に呼吸・循環器系の発育がさかんになるので、有酸素運動を十分に行い「持久力をつける（ねばり強くなる）」ことを目標にする。

■ 高校生の時期は骨格、筋力の発育が著しいので「力強くなる」ことを目標にする。



親子体操

## (2) 基本施策2 青少年期の取組

青少年期は、幼児期とともに、生涯にわたる心身の基礎を築く大切な時期です。また、友だちづくり・仲間づくりがはじまる時期でもあります。子どもたちにとってこの時期にスポーツをすることは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さや規律を尊ぶ態度を培うためにも重要なことです。運動習慣が身に付いていない又はスポーツの苦手な子どもが運動好きになるためのきっかけをつくり、スポーツを楽しむことができるように努めます。

### ア スポーツに触れる機会づくり

青少年期前半（6歳頃から12歳頃まで）は、子どもにとって、心身の健全な発育のために重要な時期であり、身体活動を通して、社会性を身につけていくことが期待できる時期でもあります。この時期は、友だちとしっかりとからだを動かして遊び、丈夫なからだをつくるとともに、いろいろな運動にチャレンジして楽しい体験をすることが大切です。

青少年期後半（13歳頃から19歳頃まで）は、心身ともに大人へと成長する時期であり、丈夫なからだをつくりあげる大事な時期です。この時期は、体育の授業や通学などで、比較的からだを動かしている時期ですが、それ以外にも部活動やサークル、地域の行事などに参加しながら、好きな運動をみつけて仲間をつくり、運動を楽しむことが大切です。

そこで、青少年期においては、子どもたちが「スポーツに興味を持ち」「スポーツを楽しむ」「スポーツを好きになる」よう、家族や友だちと運動を楽しむ中で、いろいろな運動にチャレンジすることができる機会の充実を図ります。

#### 【コラム2】

##### 武 道

武道は礼に始まり礼に終わると言われる日本の伝統的文化（スポーツ）です。

武道を積極的に経験をさせることで、相手を尊重したり思いやりの心が育つと言われます。

高砂市では、昔から武道に熱心な指導者も多くあり、平成24年度から中学校の武道必須化に伴い、武道への関心がさらに高まっています。



武道団体協議会（柔道、剣道、少林寺拳法、空手道、合気道、相撲で構成）による体験

## 【取組の方向】

- ① スポーツクラブ 21 等への参加推奨  
スポーツクラブ 21 をはじめとする地域スポーツクラブ<sup>※9</sup>等への参加（支える活動を含む。）を推奨し、友だちづくり・仲間づくりを促進していきます。
- ② スポーツ少年団活動の充実  
多くの子どもたちがスポーツの基礎を身につけることができるよう、スポーツ少年団活動の充実を図り、友だちづくり・仲間づくりを促進していきます。
- ③ 親子でできる運動の推進《再掲》
- ④ 運動・遊びにチャレンジする機会の充実《再掲》



### 【コラム 3】

#### バーンアウト（燃え尽き症候群）

スポーツを継続する意欲が減退し、やがてやめてしまうこと。子どもの早期専門化に伴う過度の練習によってもたらされることが多い。

<sup>※9</sup> 地域スポーツクラブ…住民が主体的に運営するスポーツ団体（スポーツ基本法第 21 条）。他世代、他種目で自主運営を基盤にした地域でのスポーツ拠点となるようなスポーツクラブ。兵庫県ではこの総合型地域スポーツクラブを「スポーツクラブ 21」と称し、全県下の小学校区に総合型スポーツクラブを設置し、地域への定着を支援している。

## イ 学校体育等の充実

小学校、中学校では、学習指導要領に基づき、学校体育の目標である「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図る」ため、各学年に応じた目標、種目ごとの取組みについて定めています。すべての子どもが運動の楽しさを味わい、自分にあったスポーツを見つけることができるよう、授業の改善や教員の指導力向上に積極的に取り組んでいくとともに、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を参考にしながら、本市の子どもの運動能力や体力等の状況を把握し、体力の向上に向けた取組を進めます。

また、体育の授業や部活動の充実を図るため、種目に応じた専門的な知識・技能を有する指導者を学校に派遣するなど、地域やスポーツ関係団体等と連携し、地域の人材を積極的に活用した取組を推進します。

### 【取組の方向】

#### ① 学習指導要領に基づく授業等の実施

小学校、中学校では、学習指導要領に基づき、授業が行われていますが、子どもたちがより積極的に運動に親しむ習慣や意欲を養い、体力・運動能力の向上を図るため、小中連携のもと9年間の系統的指導を計画し、授業の工夫・改善を行い、指導力の向上などに積極的に取り組みます。

#### ② 「運動大好きGoGoプラン<sup>\*10</sup>」の推進

市内の小学校において、子どもの体力運動能力向上事業として、「運動大好きGoGoプラン」を実施し、いろいろな運動を楽しむことができる元気な子どもの育成に努めます。また、外部指導員の活用や、保護者・地域との連携を図ります。

#### ③ 運動部活動等の充実

「中学校における運動部活動指針」に沿って、個性を伸ばし、友情を深めるなどの好ましい人間関係を育てる環境づくりに努めるとともに、運動の楽しさや喜びを味わうことができる活動の充実に努めます。

#### ④ スポーツクラブ21等との連携

スポーツクラブ21をはじめとする地域スポーツクラブ等が、学校体育や部活動などと積極的に連携することにより、児童・生徒の体力・運動能力が向上するよう学校との連携・協力を推進します。

#### ⑤ 運動・遊びにチャレンジする機会の充実《再掲》

<sup>\*10</sup> 運動大好き GoGo プラン…各小学校ごとに運動が大好きで元気いっぱいの子どもの育てるプラン

(3) **基本施策3** 成年期・壮年期の取組

若いうちからの運動習慣が高齢期のQOL (Quality Of Life : 生活の質)を維持することにつながります。

成年期・壮年期（働く世代）は、仕事や家事などの忙しさから、スポーツに取り組む機会が少なくなりがちです。しかし、この世代のスポーツは、体の健康づくりの面からも、またストレス解消といった心の健康づくりの面からも重要な役割を持っています。働く世代がスポーツに関心を持ち、それぞれの体力や個々の状況などに応じてスポーツに取り組むことにより、健康寿命<sup>\*11</sup>の延伸につながります。

#### 成年期

成年期（20歳頃から39歳頃まで）は、仕事や家事、子育てなどに忙しくスポーツをする時間がとれない人が多い時期です。一方で、心身のストレス解消、健康の維持増進、仲間づくりや地域社会とのかかわりなど、スポーツの果たす役割が大きい時期でもあります。仕事帰りや休日、家事や育児の合間など、個々の生活のリズムの中にスポーツを取り入れ、心身のリフレッシュを図っていくことが大切となってきます。

#### 壮年期

生活習慣病などの病気が増え始める壮年期（40歳頃から64歳頃まで）は、社会的責任も大きくなり、からだも心も変化が表れやすい時期となります。体力の維持や生活習慣病の予防・改善のために自分のからだを知り、運動の必要性を感じ、意識的にからだを動かすことが大切となってきます。

それぞれが、自分のライフスタイルに応じて取り組めるスポーツを見つけ、それをきっかけとして、スポーツに親しむ機会が増えていくように、日常生活のなかで気軽に運動量を増やせるような取組の啓発や、スポーツ活動に関する情報提供の充実に努めます。

---

<sup>\*11</sup>健康寿命…日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる生存期間

## 【取組の方向】

### ① 健康づくりのための運動の推進

健康づくりや生活習慣病予防を図るため、日常生活のなかで活動量を増やすことができる運動や、気軽に取り組める運動としてウォーキングやラジオ体操を推奨します。

### ② 親子でできる運動の推進《再掲》

### ③ スポーツクラブ21等への参加推奨《再掲》

## 【コラム4】

### メタボリックシンドローム

肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、それぞれが独立した別の病気ではなく、肥満—特に内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）—が原因であることがわかってきました。

このように、内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態を『メタボリックシンドローム』といい、治療の対象として考えられるようになってきました。



特定保健指導



ウォーキング



(4) **基本施策4** 高齢期の取組

高齢期は、現役を退き、生活が大きく変化する人も多い時期です。社会的な  
かかわりが少なくなり、日常生活のなかでの活動が減少し、その結果、身体的  
生活機能のみならず、精神的及び社会的な生活機能をも低下させる大きな要因  
となることがあります。反面、余暇活動時間が増え、充実した生活を送ること  
ができる時期ともいえます。

高齢者にとって、スポーツは体力づくりや健康づくり、生きがいづくりを推  
進するものとして、重要な役割を果たします。本市においても、今後、さらな  
る高齢者人口の増加が予想されるため、高齢者の体力や健康の維持向上に向け  
た取組が、より重要となってきます。

このようなことから、高齢期においては、自分の体力や体調にあったスポー  
ツ活動を見つけ、身近な場所・地域において、健康づくり・生きがいづくりに  
つながるような取組の充実を図るとともに、スポーツをきっかけとして、世代  
間相互の交流を楽しむことができるよう、地域行事やボランティア活動、スポ  
ーツクラブ21をはじめとする地域スポーツクラブ等への参加を推奨します。

**【取組の方向】**

① 身近な地域行事やボランティア活動への参加促進

自分にあつた運動を見つけ、仲間と楽しい時間をもつことができるよう、  
地域の身近な行事や大会の運営を担うスポーツボランティア活動への参  
加を促進し、生きがいづくりを図ります。

② 仲間づくりのためのスポーツ活動の推進

誰でもできるニュースポーツなど仲間づくりのため身近にできるスポ  
ーツ活動の推進を図ります。

③ 体力低下を予防するための運動の推進

加齢に伴う体力、運動機能の低下を防止するため、介護予防運動の推進  
を図ります。

- ④ 高齢者の生きがいづくり・健康づくりに向けた活動への支援  
デイサービスや老人クラブへの補助など、高齢者の社会参加を促進するため、地域において高齢者の生きがいづくりや健康づくりに向けた活動を行うグループ等に対し支援を行います。
- ⑤ 健康づくりのための運動の推進《再掲》
- ⑥ スポーツクラブ21等への参加推奨《再掲》



(5) **基本施策5** ユニバーサルスポーツの推進

すべてのライフステージにおいて、障がいのあるなしに関わらず、スポーツへの参加機会の充実に向け、関係機関と連携してユニバーサルスポーツを中心としたスポーツの推進を図ります。

**【取組の方向】**

① 障がい者スポーツニーズの把握

障がい者がどのようなスポーツを望んでいるのか、障がい者のスポーツニーズの把握に努めます。

② 障がい者スポーツの推進

市の関係機関や障がい者関連団体等と連携した事業展開や、障がい者のスポーツを支える人材の育成、支援強化に努めます。

③ 障がい者と健常者が交流できるスポーツの推進

障がいの有無にかかわらず、スポーツへの参加機会の充実に向け、障がい者と健常者が交流できる大会等の開催を支援します。



車椅子バスケットボール体験

(6) **基本施策6** 競技スポーツの推進

競技スポーツは、観る人の心をつかみ、魅力あるものとして、スポーツの裾野を広げることにつながることから、市民がレベルの高いスポーツに触れる機会の確保や、優れた指導者等を活用し、競技の特性や選手の発育・発達状況に応じて、中・長期的な視点を踏まえ、スポーツ選手の育成を推進します。

**【取組の方向】**

① 各種スポーツ大会の開催

体育協会及びスポーツ関係団体と連携し、各団体が実施している競技大会を拡充させることで、競技力の底上げと有望選手の発掘を図ります。

② 指導者の確保及び養成

(ア) スポーツ選手のニーズや発育発達に応じた指導ができるよう、体育協会やスポーツ関係団体と連携し、競技スポーツ指導者の確保と活用を図ります。

(イ) 競技力の向上をめざす選手に適切な指導ができるよう、体育協会やスポーツ関係団体などと協力して、研修会や講習会の開催等を支援し、スポーツ指導者の資質の向上を図ります。

③ 競技力の向上

(ア) 小学校・中学校・高等学校とスポーツ関係団体とが連携し、選手の発育・発達状況に応じた指導を行いながら、選手の競技レベルのアップを図ります。

(イ) スポーツ選手が積極的にスポーツに取り組めるよう、スポーツ災害による傷害保険、賠償責任保険制度の広報活動を積極的に行い、安全指導や安全対策を推進します。

(ウ) トップアスリートを教室、講習会、イベント等に招致し、指導、助言を受けることにより、競技力の向上と競技人口の増加につなげます。

(エ) スポーツ選手が個々の能力を最大限に発揮できるよう、兵庫県体育協会や医師会等との緊密な連携のもと、スポーツ医・科学<sup>※12</sup>分野の専門家（スポーツドクター・スポーツトレーナー・スポーツ栄養士・メンタルトレーニング指導者等）によるサポート体制強化を促進します。

④ スポーツ顕彰

優秀な成績を修めたスポーツ選手・団体を表彰することで、さらなる活躍を応援するとともに、受賞者を広く市民に広報することで、市民のスポーツに対する関心を高めます。



---

<sup>※12</sup> スポーツ医・科学…スポーツ活動を生理学的・生体力学的、心理学的、栄養学的、病理学的な面からとらえ研究する学問分野。これらの知識や研究成果をスポーツの現場に応用し、スポーツ活動の機能的能力の増進のほか、スポーツ障害等の予防や生活改善などに役立っている。

## 2 **基本目標 2** スポーツ環境の充実

### 将来像

多くの市民が身近なところで、いつでもスポーツに親しめるようスポーツ環境が整い、スポーツ施設が健康づくりや生きがいづくりの場となっています。

### (1) **基本施策 1** スポーツを支える人材の育成・活用

誰もが身近な場所でスポーツを楽しむためには、それを支える多様な人材を育成するとともに、その人材がより活躍できるような環境の整備が必要となります。また、スポーツ活動を支える団体の組織強化に向けた支援なども、スポーツを支える環境を整備していくうえで重要となります。

また、これからは、市民が安心してスポーツ活動に取り組むことができるよう、年代や健康状態等に応じて適切な指導ができる指導者の育成や、地域コミュニティの核となるリーダーの資質を併せ持った指導者の育成及び多様化するスポーツニーズに対応できる有資格指導者の育成に、スポーツ推進委員、体育協会などのスポーツ関係団体や競技団体等と連携し取り組んでいくとともに、団体間の連携・交流が円滑に行えるよう、その仕組みづくりや体制づくりに努めます。

#### 【取組の方向】

##### ① スポーツ指導者の育成

###### (ア) スポーツ推進委員の資質向上

研修会などの実施により、スポーツ推進委員のさらなる資質向上を図ります。

###### (イ) 競技団体・スポーツ少年団等の指導者育成

研修会などを開催し、指導者の資質向上と新たな人材の育成に取り組めます。

###### (ウ) 指導者のレベルアップに向けた取組

年代や健康状態に応じた指導ができるようスポーツ医・科学に関する分野などを研修内容に取り入れるなどし、指導者のレベルアップを図ります。

##### ② スポーツボランティアの育成

イベントには欠かせないスポーツボランティアの意義や魅力などスポーツを支える活動への参加促進に向けた取組を推進し、支える人材の育成に取り組めます。

③ スポーツ活動の推進を支える団体の組織強化に向けた支援

(ア) 体育協会の組織強化

体育協会が将来像を見据えたスポーツ活動の発展をめざして活動する団体として、執行体制などさらなる組織強化を図り、自主的に運営していくための必要な支援を行います。

体育協会の組織強化等を図ることにより、加盟する競技団体の組織強化にもつながっていくことも期待できます。



実技講習会



ジュニアスポーツセミナー

(2) **基本施策2** ▶ スポーツ施設の整備及び有効活用

スポーツ活動の推進に必要な施策として、地域の身近な場所でスポーツに親しむことができる環境整備に取り組む必要があります。

社会の変化やスポーツに関する市民ニーズに的確に応える環境の整備に努めるとともに、施設の設置目的や地域の特性等を踏まえながら、より多くの市民が安全で快適に利用でき、誰もが利用しやすい施設の管理運営を図ります。

**ア スポーツ施設の整備**

施設の整備については、既存施設の有効活用を基本とし、老朽化した施設・設備の計画的な改修に努めるほか、多様な人が施設を利用するという観点に立って施設の整備に努めます。

また、ジョギングやウォーキングをはじめとする、健康づくりのために行うスポーツ活動など、多様化するニーズに対応していくため、公園等を有効に活用した新たな環境づくりに努めます。

**【取組の方向】**

① 計画的な施設整備

すべての市民が安全・安心に利用できる施設であるために、必要な改修や修繕を計画的に実施します。

② 施設の有効利用の促進

市民の施設ニーズに応えるため、既存施設の有効的な利用方法について検討します。





## イ スポーツ施設の管理・運営

本市では、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。指定管理者の活力やノウハウを活用し、さらなるサービスの向上や利便性を高めることで施設の利用促進に努めます。

また、誰もが気軽に利用できるような環境整備及び安心安全な管理の徹底を図るとともに、新たな利用者層を掘り起こすための取組を実施していきます。

### 【取組の方向】

#### ① 指定管理者による自主事業の充実

市民のニーズに沿った講座・教室の充実を指定管理者と連携して取り組みます。



トレーニング教室



野球教室

### (3) 基本施策3 情報発信

多くの市民がスポーツに関する情報の必要性を感じていることから、一人でも多くの市民がスポーツへの興味・関心を抱くきっかけとなるように、スポーツや健康づくりに関する情報を効率的に収集できる体制を整えるとともに、市民の参加意欲に応えられるような情報提供を行うための仕組みや体制づくりに努めます。

#### 【取組の方向】

##### ① 情報収集・情報提供方法の検討

各種団体が行うスポーツイベントの情報や、スポーツ施設の情報・予約方法などについて、インターネット・パンフレット等の各種媒体の活用や、スポーツ関係団体等を通じた広報など、広く市民に伝わりやすいスポーツ関連情報の提供を目指します。

情報を分かりやすく伝える仕組みづくりや情報収集・提供していくための体制等について、体育協会などと連携し、検討を行います。



施設予約システム



施設パンフレット

### 3 **基本目標3** スポーツによる地域の活性化

#### **将来像**

スポーツの力によってまちづくりを推進し、地域の活性化につながる取組をしています。

#### (1) **基本施策1** ▶ スポーツ事業の充実

これからの行事・イベントの実施にあたっては、市民やスポーツ関係団体、企業等と連携し、より参加しやすい魅力的なものとしていくことが重要となってきます。スポーツ行事やイベントの開催で、スポーツの力による地域力の向上に資するものとなるような取組を行っていきます。

また、これらの取組による市への愛着や誇りを高め、スポーツの力による元気なまちづくりを推進していきます。

#### **【取組の方向】**

##### ① スポーツイベントの開催

高砂マラソン大会や各種市民大会などスポーツイベントは、市民や地域の交流が生まれ、市の活性化へとつながります。さまざまなスポーツイベントを開催し、世代や年齢、地域などを越えた交流を促進していきます。

また、直接的な参加者だけではなく、観戦者や支援者とのつながりを通じて、市民のスポーツへの関心の高まりが期待できます。

##### ② スポーツ・文化融合事業の開催

名所旧跡をめぐるウォーキングや高砂特産の竜山石のメダルを活用するなどスポーツと文化を融合した事業やイベントを開催することにより相乗効果を図ります。

##### ③ 企業との連携によるスポーツの推進

企業と連携して、スポーツ大会、イベントを実施することにより、地域社会の活性化を図ります。



高砂マラソン大会



武蔵伊織剣道大会



名所旧跡をめぐるウォーキング



高砂浜風駅伝競走大会

(2) **基本施策2** ▶ スポーツ交流の推進

人と人との交流、地域と人とのつながりを深めることで、地域活動を活性化していきます。

【取組の方向】

① 地域におけるスポーツ交流の推進

スポーツクラブ21を軸に、他のスポーツ関係団体とも連携し、ネットワークづくりを検討していくことで、スポーツへの参加意識の向上を図り、スポーツを通じて地域力の向上を図っていきます。

② 都市間のスポーツ交流の推進

近隣の市町村や他府県の都市とスポーツを通じた交流大会を実施し、市民だけでなく都市間における関係団体や人の交流を深めるとともにスポーツの推進を図ります。

また、スポーツに関係する多くの人に本市を訪れてもらい、スポーツを行い、観るとともに地域の人々と交流することにより、地域の活性化を図ります。

③ 外国とのスポーツ交流の推進

外国とスポーツを通じた交流事業を実施し、国際的な感覚やスポーツの視野を広めるとともにスポーツの推進を図ります。



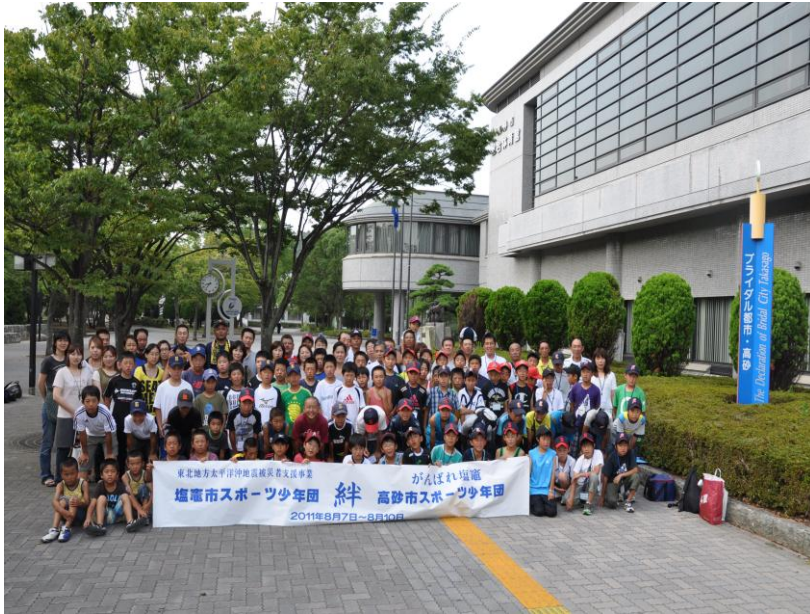
スポーツクラブ21交流会



ファミリーバドミントン大会



塩竈市民スポーツフェスティバル



塩竈市交流事業



日独交流事業



ラトローブ市との水泳交流

(3) **基本施策3** 市民のスポーツへの関心の向上

本市では、体育協会、スポーツクラブ21、スポーツ少年団、コーディネーターであるスポーツ推進委員などをはじめとして、スポーツに関する各種の団体が活発に活動しています。

しかし、スポーツを行わない市民も多く、スポーツに対して、市民が主体的に取り組む、地域の活性化を図るためには、活動の裾野をさらに広げていくための取組が求められます。

さまざまな面からスポーツ参加を促進し、市民の関心が高まるよう取組を進めていきます。

【取組の方向】

① 運動する機会の推進

簡単な運動を行事に取り入れるなど、運動する機会を推進します。

② 多くの世代が参加できる取組の推進

市民のニーズを把握しながら、年齢に応じた行事を開催するなど、より多くの方が参加できるよう取組を推進します。

③ 健康づくりのための運動の推進《再掲》

④ スポーツ・文化融合事業の開催《再掲》



高砂マラソン大会  
ジョギングの部



ラジオ体操

## 第5章 市民が一体となった計画の総合的推進

本計画に掲げた各施策の推進は、行政のみならず、市民はもちろんのこと、学校、医療機関、スポーツ関係団体、民間企業など、多様な主体の協働があってはじめて実現できるものです。

今後は、これらの関係機関や団体の役割分担のもと、協働、連携を進めていくとともに、ネットワークの形成に努め、本市のスポーツを推進していきます。

### (1) 市民

健康や体力づくりに関心をもちスポーツ活動に積極的に取り組むことが期待されます。また、スポーツに関する地域行事等への参画や運営により、「ささえる」活動などを通じて、地域貢献につながるような取組へ積極的に参加することも期待されます。

### (2) スポーツ推進委員

多様なスポーツニーズに対応するため、指導者としての知識や技術の習得に努めるとともに、地域スポーツの推進役、行政と市民のパイプ役となり、日ごろスポーツをしない人への動機付けや、スポーツの楽しみ方の啓発など、スポーツの普及を図っていくことが期待されます。

### (3) 体育協会

市全体のスポーツ活動の充実と発展をめざして活動する団体として、さらなる組織強化及び活動の活性化が期待されます。体育・スポーツに関する情報提供や、自主事業・各種スポーツイベントなどを関係団体等と連携・協力のもと実施し、本市のスポーツ人口の拡大や競技力向上につながっていくような活動の展開を図ることが期待されます。

### (4) スポーツクラブ21

地域住民のニーズを把握し、様々なスポーツ活動を行う場を創出・提供することはもとより、地域スポーツ活動を通して、地域の絆や結びつきを再発見するなど、地域の実情にあったクラブづくりをすすめていくなかで、市民がスポーツに親しめる機会の充実を図ることが期待されます。

### (5) スポーツ少年団

「スポーツによる青少年の健全育成」を目的として、少年期から幅広いスポーツに親しむことで、体を動かすことの楽しさにふれ、生涯にわたって継続的に運動をしていく素地をつくるとともに、運動をする機会が少ない青少年の受け皿となることが期待されます。



(6) 保育園・幼稚園・学校（小・中・高）

幼児・児童・生徒・学生の体力向上や運動習慣を身につけるため、保育園、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携により、学校体育とスポーツ活動の充実を図ることが期待されます。また、保有する資源（体育施設、人、情報など）の活用も期待されます。

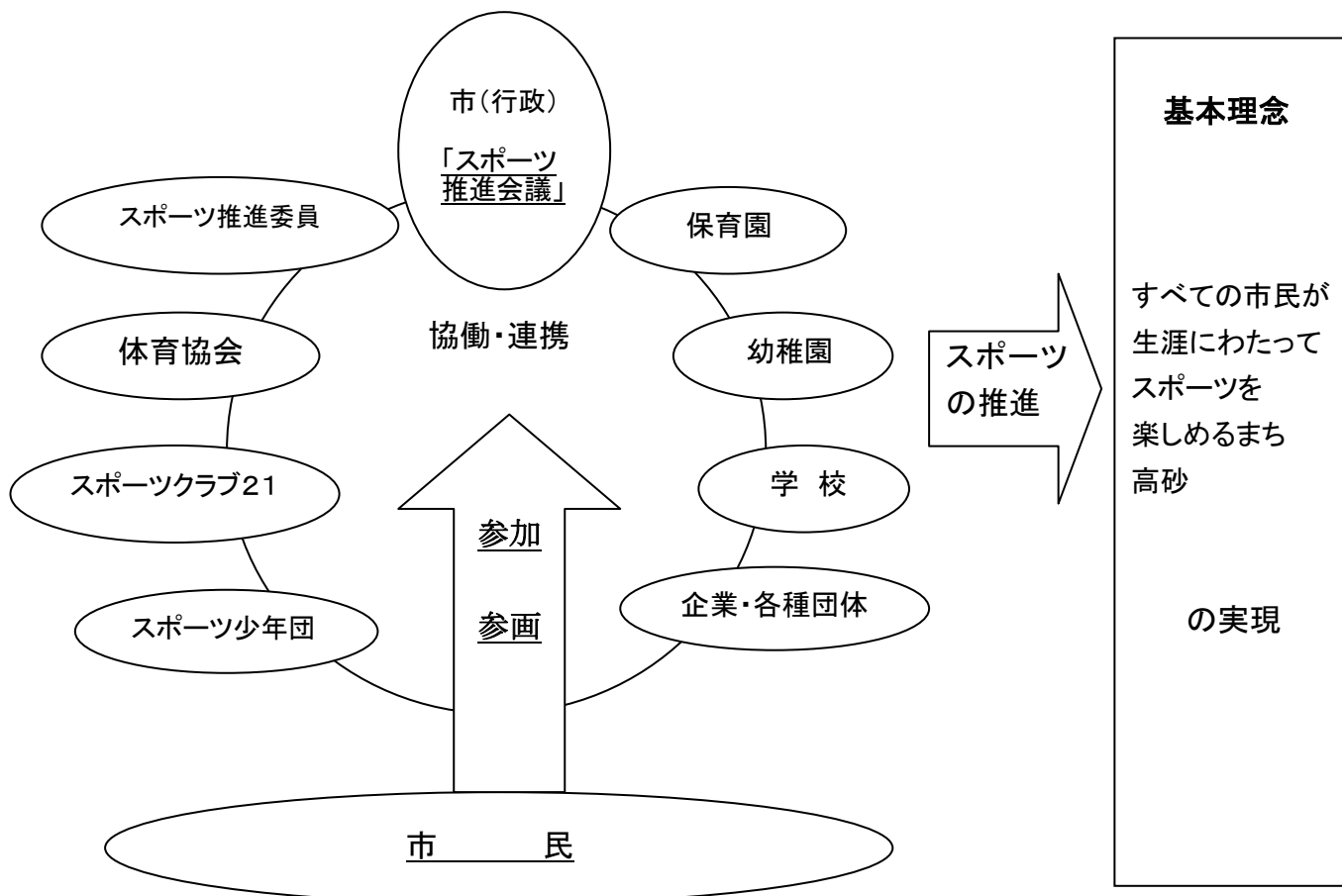
(7) 企業・各種団体

本市のスポーツ環境をより一層充実させるため、アスリートやスポーツ指導者などの人材交流やスポーツ施設の開放等スポーツを通じた地域貢献活動を実施することが期待されています。

(8) 市

スポーツ推進計画が円滑に進められるようスポーツ関係団体や学識経験者で構成する「スポーツ推進会議」を設置するとともに、スポーツ分野に限らず、健康・福祉・教育、文化、産業等の各分野の施策との連携も図りつつ、国や県、市が緊密な連携・協力のもとで計画の推進を図ります。

＜スポーツ推進のためのネットワーク＞





## 参 考 資 料

---

- 1 高砂市スポーツ推進計画検討会議設置要綱
- 2 高砂市スポーツ推進計画検討会議委員名簿
- 3 高砂市スポーツ推進計画検討会議開催経過



## 高砂市スポーツ推進計画検討会議設置要綱

第1条 高砂市におけるスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり、本市のスポーツのあり方について多方面から意見を聴くため、高砂市スポーツ推進計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

第2条 検討会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 推進計画の策定に関する事項
- (2) その他推進計画に必要な事項

第3条 検討会議は、次に掲げる者で構成し、構成員は12人以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

第4条 検討会議に、議長及び副議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 検討会議の庶務は、健康文化部くらしと文化室文化スポーツ課において処理する。

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 高砂市スポーツ推進計画検討会議委員名簿

区分	氏名	推薦団体名等
学識経験を有する者 (1名)	森田 啓之 モリタ ヒロユキ	兵庫教育大学准教授
スポーツに関する団体 から推薦された者 (4名)	砂川 健次郎 スガワ ケンジロウ 鎌谷 正士 カマガヤ マサシ 永王 征子 ニギオウ シノブ 池田 政隆 イケダ マサタカ	高砂市体育協会 スポーツクラブ 21 高砂市連絡協議会 高砂市スポーツ推進委員会 高砂市スポーツ少年団
学校教育関係者 (2名)	加茂 朋之 カモ トモユキ 松陰 英人 マツカゲ ヒロト	小学校 中学校
公募による者 (3名)	佐藤 章徳 サウ ショウタク 山田 みえ ヤマダ ミエ 中村 香織 ナカムラ コウジ	一般 一般 一般
その他市長が 必要と認める者 (2名) (各団体からの 推薦による)	島本 草 シマモト クサ 藤原 良文 フジハラ リョウブン	高砂市心身障害者連絡協議会 東播磨・北播磨地区スポーツ推進委員 連絡協議会

## 高砂市スポーツ推進計画検討会議開催経過

	高砂市スポーツ推進計画検討会議	事務局 (高砂市文化スポーツ課)
平成25年 6月		・公募委員受付
7月	第1回検討会議(30日) ・委嘱状交付 ・議長、副議長の選出 ・高砂市スポーツ推進計画の策定について ・高砂市スポーツ推進計画検討会議の運営に関する規程について ・高砂市スポーツ推進計画検討会議の公開について ・高砂市のスポーツ団体の活動について ・高砂市スポーツに関する市民アンケートについて	・公募委員決定
10月	第2回検討会議(1日) ・グループ協議(SWOT分析) 高砂市のスポーツの『ここが良い』『ここが気になる』 ・グループの成果の発表とまとめ ・高砂市スポーツに関する市民アンケートについて	
12月	第3回検討会議(10日) ・グループ協議(SWOT分析)をふまえて 高砂市のスポーツはどう進むべきか。	
平成26年 2月	第4回検討会議(6日) ・高砂市スポーツ推進検討会議(素案)について	
4月	第5回検討会議(30日) ・高砂市スポーツ推進計画(素案)について ・高砂市スポーツ推進計画策定に伴う意見募集等について	
6月 ～7月		・パブリックコメント (6月11日～7月11日)
8月	第6回検討会議(5日) ・高砂市スポーツ推進計画(素案)のパブリックコメントの結果について ・高砂市スポーツ推進検討会議(素案)について	
9月		・具体的な施策例調査
10月	第7回検討会議(16日) ・高砂市スポーツ推進計画について	

	・高砂市スポーツ推進計画実施計画（アクションプラン） について	
12月		・教育委員会へ報告
平成27年 1月	第8回検討会議（29日）	・議会へ報告





高砂市スポーツ推進計画  
～すべての市民が生涯にわたってスポーツを楽しめるまち 高砂～  
平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）

発行年月：平成27（2015）年3月

編集発行：高砂市 健康文化部 くらしと文化室 文化スポーツ課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

TEL 079-443-9136 FAX 079-442-2229